

厚地・福島記念サージカルラーニングセンター 利用細則

1. 目的

この利用細則は、厚地・福島記念サージカルラーニングセンター（以下、ラーニングセンターとする）の円滑で安全な利用及びシミュレータの良好な利用・管理を図ることを目的とし、その必要な事項を定めるものとする。

2. 利用対象者

ラーニングセンターの利用対象者には次の者を含むものとする。

医師、研修医、医学部学生およびサージカルラーニングセンター長が利用を認めた者。

3. 利用責任者

ラーニングセンターの利用は、利用責任者の予約手続きに基づき、その監督のもと行われるものとする。なお、研修医・医学部学生は利用責任者となることはできない。

4. 利用条件

1. 利用責任者は、機材・シミュレータの利用方法を理解・習熟していなければならない。
2. 初めて利用する場合は必ず、利用当日までにラーニングセンター担当職員から利用説明を受けること。
3. 利用者は利用責任者の指示に従い、円滑で安全な利用に努めること。

5. 事務取扱時間

基本的な連絡は電子メールで取り扱うものとする。（E-mail: slc@jifukai.jp）

電話での問い合わせは平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、ラーニングセンター担当職員の都合で取扱いができない場合もある。（厚地脳神経外科病院代表電話：099-226-1231）

6. 利用時間

特に利用日時に制限はない。ただし、ラーニングセンターが特に指定した日時は除くものとする。

7. 経費負担

院外利用者の場合、ラーニングセンターの規定に基づき利用責任者は定められた経費を納めること。利用者負担金の額及び負担方法は別に定める。

8. 利用申込み手順

利用者は、原則として電子メールにて事前予約をすること。（Email: slc@jifukai.jp）

予約をしていない場合は、他の予約者の利用の妨げにならない場合のみ利用できることとする。その場合も、利用責任者は、事務取扱時間内に連絡をすること。

複数人で利用する場合、利用責任者は利用日の 1 週間前までに、使用装置・備品・消耗品等の確認をすることが望ましく、必要があればラーニングセンター担当職員と打ち合わせを行うこと。

なお、直前の連絡では装置・備品・消耗品の準備ができない場合がある。

9.予約キャンセルについて

予約の変更またはキャンセルを行う場合は、利用責任者は、速やかにラーニングセンター担当職員まで連絡をすること。

10.設置機材、DVDなどの持出

設置機材、DVD など持出は、原則禁止とする。ただし、ラーニングセンター長が持出を認めた物に関してはその限りではない。持出を希望する場合、利用責任者は、利用日より前の直近の事務取扱時間内までに、ラーニングセンター担当職員まで連絡すること。

11. 厳守事項について

利用者は、下記について厳守すること。

- ラーニングセンターの利用中に知れた機密、あるいは職員の個人情報に関する一切の事項を他に漏らさないこと。
- 厚地脳神経外科病院敷地内において禁煙を遵守すること。
- ラーニングセンターにおいては飲食禁止とすること。
- 予約をしていない部屋やシミュレータを利用しないこと。
- ラーニングセンターに置かれている消耗品を許可なく使用しないこと。
- シミュレータ、机、イス等のレイアウトを変更した場合、利用後に元の位置に戻すこと。
- 消灯・空調機の管理・窓の戸締りを行うこと。
- 金銭等貴重品は各自が責任をもって管理すること。
- 使用済の材料等は、所定の容器に廃棄すること。
- 許可なく物品等を持ち出さないこと。
- 許可なくラーニングセンター以外の施設への立ち入りは行わないこと。

12.利用許可の取り消し

利用者が次のいずれかに該当した場合には、一定期間の使用を禁止とする。使用禁止およびその期間の決定については、ラーニングセンター長が行う。

- 使用目的に反したとき
- 厳守事項に違反したとき
- 故意に破損したとき
- 管理運営上の支障が生じたとき
- その他ラーニングセンター長が必要と判断したとき

13.破損等の措置

利用者が施設および物品機材を破損又は紛失した場合、利用責任者は、速やかにラーニングセンター担当職員に報告をし、その指示に従わなければならない。

これらが、故意的または重大な過失による場合、これによって生じた損害は利用責任者・当該利用者が弁償しなくてはならない。

14.地震・火災時における措置

地震、火災等の災害が起こった場合には、別に定める通報、報告、届出等に従い、あらかじめ指示された者が点検を行い、その結果をセンター長に報告しなければならない。

15.免責

万一、事故が生じた場合の責任は利用者が負うものとする。
ラーニングセンターは一切の責任を負わないものとする。

16.その他

この細則に定めるもののほか、研究施設の利用に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

1. この細則は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。
2. この細則施行前に本施設の利用の許可を受けた者は、この細則に基づき利用の許可を受けたものとみなす。